



ひゅーまんらいつ

第239号 2022(令和4)年



7月10日～8月9日は「部落解放月間」です！



鳥取県では、一人ひとりが同和問題を正しく理解し、認識を深めるため、毎年7月10日から8月9日を「部落解放月間」と定めています。期間中、講演会や研修会の開催など様々な啓発活動をおこなっています。

米子市隣保館合同人権講座

7月23日(土) 10:00～11:30 (9:30 開場)

米子市淀江文化センター さなめホール
(米子市淀江町西原 708-4 TEL 0859-39-4050)

入場無料
手話通訳あり



講師

うえすぎ さとし
上杉 聡 さん
(大阪市立大学元教授)

部落史が
変わった。
「そこ」から何が起きるの？」

史料に基づき、これまでの間違いを理解していただき、正しく直すと素晴らしい世界が見えてくることを、学んでいただきたいと思ひます。

プロフィール

- 1947年 岡山県生まれ
- 1970年 上智大学文学部哲学科卒業
- 1982年 関西大学文学部講師として部落史研究を担当
- 2009年 大阪市立大学特任教授
- 2010年 市民のための人権大学院(じんけんSCHOLA)を設立 現共同代表

事前申し込みをお願いします

新型コロナウイルス感染防止対策として、迅速に受付を行うため、事前の申し込みをお願いします。

申込み・お問い合わせ先

米子市人権政策課
TEL 0859-23-5251
FAX 0859-37-3184

「知ること」「気づくこと」からはじめませんか？
部落差別をなくすため、私たちが一人ひとりに何ができるのか考えましょう。

昨年、新型コロナウイルスの影響で中止になった待望の講演会を、今年ようやく開催します。

- ・当日、体調の悪い方の参加はご遠慮ください。
- ・事前申込をお願いしておりますが、席があれば当日参加も可能です。

月間中、人権情報センターでパネル展を開催します！

※ ご参加の際はマスクの着用をお願いします。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止または延期となる場合があります。

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です

「社会を明るくする運動」とは、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人達の更生に理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築く全国的な運動です。

この運動は、令和4年で72回目を迎えます。毎年7月が強調月間となっており、全国各地でさまざまな関連行事が展開されます。犯罪や非行をなくすためには、取り締まりを強化して、罪を犯した人を処罰することも必要です。

しかし、立ち直りを決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人のない地域づくりをすることもまた、とても重要です。

立ち直りを支えるためには、地域のすべての人たちがそれぞれの立場で関わっていく必要があります。安心・安全な社会の実現はすべての人の願いです。「社会を明るくする運動」では、犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくることをめざしています。

米子市では、「社会を明るくする運動」米子市推進委員会を組織し、広報活動、施設訪問などさまざまな取り組みを行なっています。

犯罪や非行をした人も、更生して社会に復帰し、地域社会の一員として、より良い社会の実現を担う立場にあります。

犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちを地域の中に受け入れ、見守り、支えていくことが大切です。

犯罪や非行のない安心・安全な社会を実現するには、多くの人の理解と協力、関係機関、団体の組織を超えた連携が不可欠です。



予告

夏の人権ギャラリーを開催します!

昨年、ご好評いただいた展示をさらにグレードアップします!

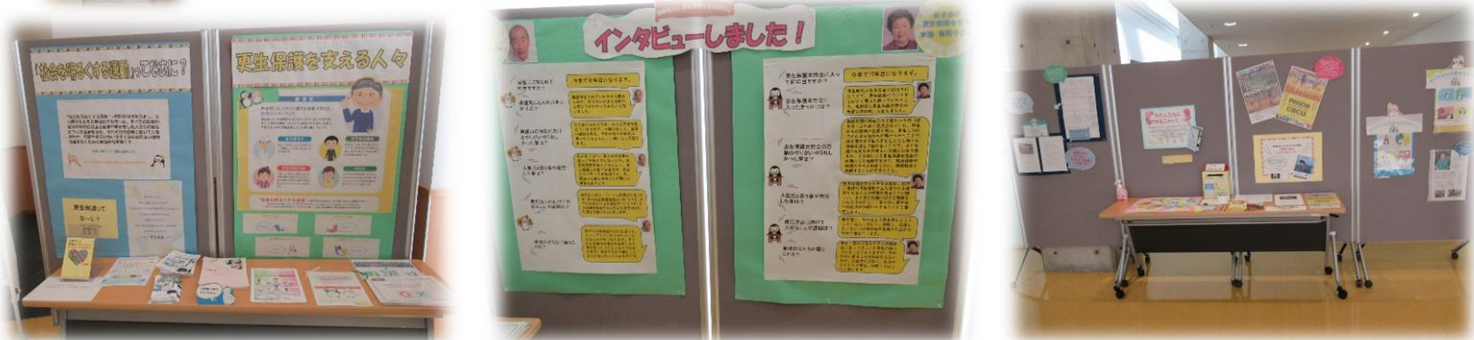
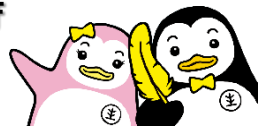
テーマ: 「社会を明るくする運動」を知っていますか?

期間: 令和4年7月8日(金)~7月27日(水) ※休館日を除く

時間: 火~金/9時~19時 土、日/10時~18時

場所: 米子図書館2階 市民ギャラリー

※ 写真は昨年の展示のものです。



米子市人権情報センター

米子市東町161番地2 Tel. 0859-37-3183 Fax. 0859-37-3184

E-mail. jinkenseisaku@city.yonago.lg.jp

